

26番	浅井 寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
1. 交通弱者の日常生活を守るため、公共交通の充実を 【質問趣旨】 交通は、人やモノの交流や活動を支える機能として市民生活にとって欠かせないものである。高齢者人口と免許返納者の増加、新型コロナウイルス感染症以降続いている運転手不足など交通を取り巻く社会情勢は厳しさを増し、地域公共交通は全国的に「危機に直面している」と言われている。 国はこの度、全国の「交通空白」解消をめざして法改正を行い、2025年度～2027年度を集中期間と定め、取り組みの強化を図っている。本市においても、コミュニティバス利用者が年々増えており、さらなる充実や改善を求める声も大きくなって	(1)「瀬戸市地域公共交通計画」への市民意見の反映について (2)「交通空白」地域の解消について	①「瀬戸市地域公共交通計画」は、2026年度(令和8年度)を最終年度とする「瀬戸市地域公共交通網形成計画」の終了を受け、本市の今後数年間の公共交通を見通す重要な計画である。計画の策定スケジュールを伺う。 ②重要な計画であるため、公共交通における市民の実態や要望が十分に反映されることを保障すべきと考えるが、2025年10月の市民アンケート及び2026年8月の利用者への現況調査の結果は計画にどのように生かされるのか伺う。 ③計画策定にに係る時間がとても短いスケジュールと考えるが、スケジュールの見直しを検討すべきではないか、見解を伺う。 ①2026年特別国会で成立した「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」は「交通空白」等の解消による持続可能な地域公共交通の実現を目指したものとされている。国土交通省によると、全国に2740の「交通空白」地区が存在している。本市における「交通空白」地区の状況を伺う。 ②改正法の概要には、「交通空白」解消のために、「地方公共団体が主導する形で、運送主体を選定し、運転者や車両等に関して他者からの協力のあっせん等を行うことにより、バス・タクシー・公共ライドシェアによる地域の状況や課題に適した形態での運送を確保する事業を創設」と記載されている。本市の「交通空白」地域の解消に向けてどのように取り組むのか、併せて今回の改正法の内容をどのように生かしていく考えか伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井 寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
いる。 現在市は新しい交通計画を作成しているが、市民の実態と要望を適切に把握し、交通弱者の日常生活を守るための計画及び施策を進めることを求めて質問する。	(3) 運行内容の見直しについて	③公共ライドシェアは現在制度として存在する「自家用有償旅客運送」であり、地方自治体、NPO 等が関わるライドシェアで、「交通空白地有償運送」及び「福祉有償運送」のみが認められている。使われる車両は自家用の白ナンバーで運転者に第二種運転免許は必要ない。安全性及び運転手の確保等に課題があると考えるが見解を伺う。 ④菱野団地住民バスについて、現行の「無償運送」から「自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）」への移行の方向性が示された。その理由について「持続可能な運行のため」とのことだが、これまでになかった利用料が発生することになる。公共ライドシェアへの移行による住民への影響をどのように考えるか認識を伺う。 ⑤本市には、中心市街地周辺でも道が狭く急坂の多い地域が多く存在している。定時運行のバス路線が厳しい地域には、デマンド交通等の導入で、障害者や免許返納後の高齢者の暮らしを支える必要があると考えるが見解を伺う。 ①こうはん線はこの度、地域公共交通確保維持事業の補助対象路線となり、尾張旭市のあさび一号との乗り継ぎを可能にする。全便が陶生病院に乗り入れるため、もともと利用者の多い路線であるが、更に利便性が高まって利用者が増え、解消できていないバス停での乗り残しはさらに増えることが懸念される。また一便あたりの運行時間が長いことや、それによって便数を増やせないことが利便性向上の大きな足かせとなっている。人口の多い地域で利便性を高めるために、陶生病院のハブ機能を生かし、バスの大型化と併せて運行方法を「8の字運行」とするなどの改善が必要と考えるが見解を伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井 寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		②6月～7月にかけて、市は収支に課題がある路線として下半田川線、本地線、曽野線の沿線住民を対象に地域懇談会を開催した。下半田川線は26名、本地線は19名、曽野線は13名の参加と聞いているが、開催した目的は何か伺う。 ③コミュニティバスの運行内容見直しとして、収支に課題のある地域を対象にした路線の再編・廃止はあるのか、併せてコミュニティバスの利用料の値上げは考えているのか伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井 寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
2. 山路町産廃処分場建設計画は直ちに中止を 【質問趣旨】 「令和8年熊本地震」の発生は活断層が引き起こす地震の破壊力のすさまじさを明らかにした。山路町で計画されている産廃処分場に関して、昨年実施された全ての個別説明会で、計画地と活断層の距離について正確さが疑われる説明がされ、産廃事業者は昨年10月11日の全体説明会で初めて数値の訂正を行った。 本年1月20日、市長は紛争予防条例第10条第1項に基づき、追加説明会の指示を発出したが、その理由として、事業用地から活断層までの距離変更等の周知不足及び一部の関係住民に対する周知不足を指摘し、市長は適切な対応	(1)活断層の危険性について (2)近接する土地所有者への周知について	①7月28日に発生した「令和8年熊本地震」は最大震度7、マグニチュード7.1と発表された。その発生源は活断層の「日奈久断層」とされ、この断層が動いたために、断層から数十キロ離れた場所でも甚大な被害が報告されている。 山路町の産廃処分場計画地は、活断層である猿投山北断層から0.55kmの位置に存在し、地震の想定規模はマグニチュード7.7とされている。さらに崩壊土砂流出危険地区内に位置している。断層による地震が発生した場合、産廃場そのものが大きく破損し、水銀やアスベストなど有害物質を含む廃棄物の流出が懸念されるが、認識を伺う。 ②南海トラフ地震に加え、活断層による地震が市民の命と暮らしに深刻な被害をもたらす危険性が高いことが明らかになった今、この場所での産廃処分場建設は絶対に許してはいけないと考えるが、市長に対し見解を伺う。 ③1月20日に市が産廃事業者に指示をした追加説明会の対象の中に、事業用地の境界線から4メートル以内の土地所有者（国土交通省・対応するのは道路管理者）がある。市は、紛争予防条例に基づき、事業計画の周知及び追加説明会の実施の周知の両方を行う必要があるとしているが、事業者がこれらについてどのように対応してきたか伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井 寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
を求めた。しかし5月21日付で出された周知計画書では、追加説明会は10月10日の全体説明会の開催のみで、個別説明会を求め続けてきた自治会への説明会は現在も予定が無い。この間の一連の経過から、産廃事業者の対応が真摯で適切であったのか、が問われる事態であること及び、災害時等において市民の命に深刻な危機をもたらす可能性があることから、当該計画の中止を求めて質問する。	(3)個別の追加説明会について	②産廃事業者が4月30日に市に提出した道路管理者への周知計画書には、4月28日に道路管理者より「周知は不要」との連絡があったと記載されている。市もこの件について確認したとのことだが、そもそも事業者は紛争予防条例に基づく周知について問い合わせたのか、またそれに対して道路管理者がどのように返答したのか、これらが報告されているか伺う。 ③7月14日に市民と道路管理者との懇談が行われた。道路管理者によると、産廃事業者とやり取りを行った際、「事業計画の内容に変更がなくなる程度まで固まった段階で説明を受けるとの趣旨の回答をした」とのことであった。周知計画書に記載された「周知は不要」との報告と懇談上での道路管理者の発言にはその意味合いにおいて乖離があると考えるが見解を伺う。 ④本市の紛争予防条例に基づき、事業計画の周知及び追加説明会の周知を行うよう産廃事業者に指示をし、道路管理者の意図するところが明確になるよう、再度周知計画書の提出を求める必要があると考えるが見解を伺う。 ①東明連区、水南連区の両自治会に対する追加説明会の個別開催について、市は1月20日の条例に基づく追加説明会の指示以来、再三にわたり個別の開催に向け、「調整」や「検討」することを求めてきた。このことについて、両自治会から出された要望書に対する回答の中で市は「これは、事業者に対し、追加説明会の開催に向けた誠実な協議と調整を求めたものであり、個別説明会の開催を義務付けたものではない」としているが、個別説明会開催の「指示」が出せない理由を伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井 寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(4)追加説明会後の対応について	②市民団体が提出した要望「正当な理由なく個別説明会が開催されない場合は条例第19条に定める勧告を発出すること」に対し、市は「追加説明会の開催形態を個別説明会に限定していないことから・・・直ちに勧告を行う状況にはないものと考える」と回答している。しかし、1月20日の指示には「追加説明会」との記載がなく、この概念の中に「全体説明会」が含まれると解釈するのであれば、同じように「個別説明会」も含まれると解釈するのが自然であり、「追加説明会の開催形態を個別説明会に限定していない」ことを「個別説明会」を排除する理由とすることは合理的ではないと考えるが見解を伺う。 ③6月初めの市と産廃事業者とのやり取りの中で、個別説明会の対応をしない理由について事業者は「水南連区は合同説明会でご了解をいただいている」「東明連区については、十分な周知を実施したと認識している」「当該要望は条例に基づく周知の範囲を超えているものと判断している」としていたが、これらは、個別説明会を開催しない「正当な理由」となるのか見解を伺う。 ①10月10日の追加説明会の実施状況如何で、条例に基づく追加説明会の再度の指示を行う可能性はあるのか、併せて、産廃処分場計画への明確な見解を示されるのか市長の認識を伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。